

東京都新宿区都市計画審議会議事録

（平成十八年六月二十一日）

第百二十五回新宿区都市計画審議会

開催年月日・平成十八年六月二十一日

出席した委員

戸沼幸市、喜多崇介、千歳壽一、野宮利雄、丸田頼一、長沼卓司、泉晃子、とよしま正雄、沢田あゆみ、おぐら利彦、久保合介、かわの達男、松木義人（代理 加藤交通課長）、高田茂、大崎秀夫、近藤恵美子、金山さか江

欠席した委員

石川幹子、中川義英、新津隆次

議事日程

日程第一

報告事項（一）

新宿区都市計画審議会条例の一部改正について

報告事項（二）

新宿区都市マスタープランの改定の進め方について

その他

議事のでんまつ

午後二時六分開会

戸沼会長 それでは、ただいまから百二十五回の新宿区都市計画審議会を開会したいと思います。よろしく願います。

初めに、事務局から報告があるそうですので、それをお願いします。

藤牧都市計画課長 都市計画課長でございます。事務局の方から都市計画審議会の委員及び幹事の変更がありましたので、御報告させていただきます。

お名前をお呼びいたしますので、その場で御起立いただけたいと思います。

初めに、委員でございますが、新宿消防署の署長様が四月一日付で交代されました。新委員の高田茂委員でございます。

高田委員 高田でございます。よろしく願います。

藤牧都市計画課長 次に、幹事でございますが、健康部保健衛生担当部長が四月一日付で異動がございまして、新任の幹事といたしました。村主千明幹事が就任いたしました。

村主健康部保健衛生担当部長 村主と申します。よろしく願います。

藤牧都市計画課長 以上でございます。

戸沼会長 それでは、本日の出席状況ですけれども、石川委員と新津委員が欠席という御連絡がございました。あと、何人かお見えになっていない方が、中川委員は、後でお見えになるのではないかと思います。

それから、警察署長の代理で加藤交通課長さんがお見えになっておりますので、よろしく願います。

それでは、議事録の署名人についてですが、丸田委員にお願いしたいと思いますので、よろしく願います。

本日の日程ですけれども、報告事項が一件ということになっておりますので、事務局から資料の説明をお願いいたします。

はい、どうぞ。

内藤都市計画主査 事務局です。お手元にお配りしてございます。本日の資料について、御確認いただきたいと思えます。

初めに、本日の議事日程でございます。A四一枚のものでございます。日程第一、本日は報告事項が二件とその他となっております。

次に、現在の都市計画審議会委員の名簿で、右肩に資料一と記入したものでございます。

続きまして、資料二でございます。都市計画審議会条例新旧対照表ということで、A四で左ホチキスどめのものでございます。

続きまして、資料三で、新宿区都市マスタープランの改定についてということで、報告事項(二)に関する資料で、右肩に資料三と記入したものでございます。

続きまして、資料四でございますが、A三縦長で都市マスタープランと基本計画の総合化のイメージというものをまとめたものでございます。

続きまして、資料五でございますが、少し厚くなっておりますが、新宿区民会議についてというA四の左とじの冊子でございます。

続きまして、資料六でございますが、地区協議会についてということ、A四と、一枚めくりますとA三の折りたたみ、それから中間のまとめとして地区協議会の地区別まちづくり方針の意見書があるかと思えます。これにつきましては、青いものと白いものがございますが、中身は同じものでございますので、御容赦いただきたいと思えます。

以上が資料でございます。そのほかに机上配付といたしまして、参考資料として新宿区都市計画審議会の運営等に関する規則の改正案を机上配付させていただきます。それから、A三で特別区における都市マスタープランの策定状況の一覧表をお手元に配付させていただきます。最後でございますが、来る六月二十五日に開催されます新宿区民会議の提言書の提出式について、御案内のチラシを一番最後に置かせていただいております。

以上でございます。おそろいでしょうか。もし不足のものがございましたら、挙手をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

最後に、現行の都市マスタープランを左上に用意させていただきました。これにつきましては、都市計画審議会用ということで、番号を振って皆さんの机の上にお配りしております。以上でございます。

日程第一
~~~~~

報告事項(一) 新宿区都市計画審議会条例の一部改正について

報告事項(二) 新宿区都市マスタープランの改定の進め方について  
~~~~~

戸沼会長 それでは、議事に入らせていただきたいと思います。事務局お願いします。

内藤都市計画主査 事務局です。日程第一、報告事項(一)、新宿区都市計画審議会条例の一部改正についてでございます。

戸沼会長 それでは、説明をお願いします。
どうぞ。

藤牧都市計画課長 都市計画課長でございます。

それでは、お手元の資料二に基づきまして、新宿区都市計画審議会条例の改正につきまして、御報告申し上げます。

まず、条例改正の趣旨でございますが、都市計画にかかわる重要な事項について、専門的見地から調査、検討するための組織、具体的に言いますと部会でございますが、これを都市計画審議会に設置することができるようになるためということでございます。

お手元に配付しました条例の新旧対照表をご覧くださいと思います。

まず、改正後を左側の欄、改正前を右側の欄に記してございます。下線がつけられた部分が改正箇所でございます。

第六条の次に次の一条を加え第七条としまして、「審議会に部会を置くことができる。」、そして、第二項といたしまして、「部会は、第三条第一項の委員のうちから、会長が指名する者をもって組織する。」ということでございます。

以下、条項を第七条を八条、八条を九条、九条中「運営」を「運営及び組織」に改めまして、同条を第十条といたします。

この条例につきましては、区議会の第二回定例会に御提案をし、区議会より御議決を賜っておりまして、十八年六月十九日に公布し、同日より施行ということになってございます。

なお、資料の次のページでございますけれども、改正後の都市計画審議会条例の全文を添付してございます。

報告は以上でございます。

戸沼会長 それでは、ただいまの説明に対して、質問、御意見等ございましたら、お願いいたします。
どうぞ。

かわの委員 参考資料は説明しなくていいの。

藤牧都市計画課長 それはその他のところで御説明を差し上げます。

かわの委員 そうですか。ではいいです。

戸沼会長 はい、どうぞ。

沢田委員 審議会条例の改正をやってきて、この中に部会を置くことができるというふうに条例改正をしたということで、私もその当該の委員会に議会で所属していますから、そういう部会をつくって効率的な議論をすることはあり得るだろうということでも賛成して、これが通っているわけなんですけれども、その中で確認させていただいたのは、あくまでも審議会が議論の場であって、部会というのはそういういろいろな出てきているものの交通整理というか、課題の整備とか、そういう形で効率よく議論していくためのものだとということを確認させていただいたんです。

それで、十年前にやったときにはこの部会というのは確かなかったと思うんですけれども、十年前のときも部会は置いていなかったんですけれども、都市マスタープランの策定検討委員会というのが置かれていたんですよね。

きょうのこの区民会議用の資料のところにはそのメンバーまでは載っていないんですけれども、もとの都市マスタープランの冊子を見ると、確かに学識経験者の方が五人入っております、あと区の管理職の方が出ているというような形の名簿に

なっているのです、恐らくメンバー的にはこのような形に今度の部会もなるのかなというふうに思うんですけれども、前のときのプランの策定検討委員と、それから今度の部会というのはどういうふうに違うことを想定しているのか、教えていただければ。

戸沼会長 どうぞ。

橋口副参事 都市マスタープランの内容なので、まちづくり計画担当副参事から説明します。

前回つくりましたときは、次の報告事項にも入ってしまいませんけれども、都市計画審議会には御報告を差し上げ、実際の策定については今お話がありましたように検討委員会で行っていました。検討委員会で中身のものをつくりまして、それを素案としてまとめるという作業までを検討委員会でやったという形になってございます。それをもとに住民の意見を伺ったという形です。

今回はそういった形ではなくて、区民の方が最初から案づくりにかかわっていただいて、それをこの審議会で十分御議論いただいで検討していただくということなんです。より都市計画審議会の位置づけは高まったというふうに考えております。

戸沼会長 はい。

沢田委員 今回の部会も会長が指名するものをもってということで、人数とかも特に定めはないんですけれども、大体どういう形で考えておられるのかちょっとお願いします。

戸沼会長 はい。

藤牧都市計画課長 都市計画課長でございます。部会の人数でございますけれども、これは後ほどその他の事項で御報告と

いまいしでしょうか、お諮りしたいと思っていた件でございますけれども、私どもの方としては、今回の都市マスタープランの改定に伴う部会につきましては、五名くらいが適当ではないかというふうに考えたところでございます。

具体的には、会長に指名していただくことになるんですけども、都市計画審議会の委員の皆様のうち学識経験者、特に大学の先生を中心に構成するというのが適当ではないかというふうに事務局としては考えているところでございます。

戸沼会長 いいですか。

今の日程第一はこういう規則の改正の点で、後でまたさかのぼって議論していただいてもよろしいと思えます。いかがでしょうか。この部会を置くことができるという改正案、いかがですか。よろしければ。

「「特にありません」と呼ぶ者あり」

戸沼会長 よろしいですか。では、そういうことにさせていただきます。ただきたいと思えます。

それでは、日程の第二番目の都市マスタープランの改定の進め方についてでいいですね。どうぞ。

内藤都市計画主査 それでは、日程第一の報告事項（二）でございます。新宿区都市マスタープランの改定の進め方についてでございます。

戸沼会長 どうぞ。

橋口副参事 まちづくり計画担当副参事です。お手元の資料三から資料六までを使いまして、都市マスタープランの改定の進め方について御説明させていただきます。少し時間がかかりますので、よろしくお願いいたします。

戸沼会長 どうぞ。

橋口副参事 まず、資料三です。新宿区都市マスタープランの改定についてでございます。

まず、一番目は都市マスタープランとは何かというところなんですけれども、皆様のお手元に新宿区都市マスタープラン、黄土色のものをお配りさせていただいております。そちらを今度改定するという形になっております。

都市マスタープラン自体は新宿区では平成八年五月につくられたものということで、もう既に十年が経過しております。それを今回改定したいと考えております。

これにつきましては、昨年のこの審議会でも一応改定ということで御報告はしていたところですが、大分具体的になってきたので、その内容を御説明いたします。

まず、都市マスタープラン自体の位置づけでございますが、都市マスタープランは都市計画法の第十八条の二に基づく長期的な視点に立ち、まちの将来像や土地利用・都市施設などの整備方針を明らかにするものです。住宅マスタープラン等の部門別計画や個別の都市計画は、都市マスタープランに即したものであるという形で位置づけられております。

都市マスタープランは、また「区市町村の基本構想」及び「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即し、区市町村の特性を加味して定めることになっております。

また、策定に当たりましては、公聴会の開催等、住民の意見を反映させるための措置をとることが法により求められております。

さらに、「都市マスタープランは、公正かつ専門的な第三者

の意見を踏まえて策定することが重要であるため、都市計画審議会に意見を求めることが望ましい」という内容で、国からも技術的助言を示されているところです。

新宿区の都市マスタープランをお手元にお配りしてございますけれども、中身を見ていただきますと、大きな特徴は、都市マスタープランの四ページをお開きいただけますでしょうか。新宿区の都市マスタープランの大きな特徴としまして、三の策定の視点のところに書かれていますところでございますが、一番目として成長型のまちづくりから成熟型のまちづくりへの転換。それから二つ目が、定住と優しさを基調とした身近な生活優先へ。三番目が、地域からの参加のまちづくりの重視というのを掲げております。

こういった策定の視点自体は現在でも非常に有効であると考えておりますが、これが十年経ってこれに新しい視点を付け加えるような形で今回見直していきたいというふうに考えております。

また、同じ都市マスタープランの六ページをお開きいただけますでしょうか。六ページに都市マスタープランの計画、体系上の位置づけを載せさせていただいております。これが今回の資料三のところと基本的には同じような形になってございます。新宿区の基本構想、基本計画、実施計画という大きな流れがある。それに対して都市計画法の流れでは八年の時点では整備、開発または保全の方針だったんですけども、今現在は都市計画区域の整備、開発及び保全の方針。「または」が「及び」に変わっています。そういった都市計画区域のマスタープランという形のものでございます。これに基づいて都市マスター

プランが真ん中にあるよという形の位置づけでございます。

今回非常に大きな特徴として、これはこれから御説明しますけれども、基本計画、基本構想と都市マスタープランを一緒に改定しているところがございます。

ですから、お手元の資料三で基本計画と都市マスタープランに白い両方の矢印で出させていただきましたけれども、ここで都市マスタープランと基本計画を一体的につくっていく、総合的につくっていくという動きが今回あるという形になってございます。

都市マスタープランを受けて、個々の都市計画や部門別の計画、住宅マスタープラン等が位置づけられるという形になってございます。

資料三を一枚めくっていただけますでしょうか。一枚おめくりいただきますと、新宿区都市マスタープランの改定理由を出させていただきますております。

先ほどお話ししましたとおり、新宿区の都市マスタープランは平成八年に策定され、十年が経過しております。策定後の社会経済状況の変化や、都市基盤整備の進捗状況、また地方分権の推進や区民のまちづくりの機運の変化、そういったものがございませう。現在の区のまちづくりの新たな課題が生じている、そういった課題に対応するとともに、区民の一層の参画を得て協働でまちづくりを進めるため、平成十九年度に新宿区都市マスタープランを改定したいというふうに考えております。

では、こういった改定の視点を持つかということでございます。先ほどお話ししましたように、もともとの都市マスターの視点も非常に有効であるとは考えております。ただ、それをより補

完するものとして、今回この五つの視点があるというふうに位置づけております。

一番目が、区民との協働と参画による計画づくり。区民会議や地区協議会からの提言、後ほど御説明しますけれども、そういった最初の段階から区民の参加を得てつくっていくという形になってございます。

それから、二番目が区民にわかりやすい計画づくり。基本構想、基本計画との連携を図って総合化して、本当に一体的なものを、区民にとってわかりやすい、区民目線に立った計画、そういったものをつくっていきたいと考えております。

三番目が、社会経済状況への対応。人口構成の変化等です。実は、平成八年の都市マスタープランでは、想定人口を二十七万人としておりました。ところが、現在既に区内の人口は外国人の方も含めまして三十万人になっていきます。そういった意味で、人口減少というものが平成八年の時点の都市マスタープランの大きな課題だったわけですが、今現在はそのような意味では、微増ではありますけれども、人口は増えている、そういった状況になっております。その辺への対応というのを考えております。

それから、四番目が新たな都市課題への対応ということで、昨年景観緑三法ができました。新たな景観計画についても新宿区も取り組んでおります。そういったものを受けた対応を考えています。

それから、五番目としまして地域のまちづくりの推進。平成八年の都市マスタープランは七地域ということで検討しておりました。それを今回出張所を単位とした十地区のまちづくり、

そういったものを地区協議会で提案していただいております。そうした地区のまちづくりの推進というのも課題としております。

こういった五つの視点で、都市マスタープランの改定に取り組んでいきたいと考えております。

資料三の5ですが、今視点のところでもお話ししました基本構想、基本計画との総合化です。平成十九年度を用途に基本構想の見直し、基本計画の策定が進められています。そこで都市マスタープランと基本計画を総合化し、区民にとってまちづくりの方向や将来像等をわかりやすく示した計画をつくりたいと考えております。これはまた資料四の方でも詳しく御説明いたします。

それから、六として、都市計画審議会への諮問でございます。現行の新宿区都市マスタープランは新宿区が素案を作成し、それを縦覧、または地域別住民説明会、意見を聞く会等により住民参加を得て策定したものです。今回の新宿区都市マスタープランの改定に当たりましては、区民会議の提言や地区協議会の意見書を素材にして、一層の区民の参画を得て都市マスタープランを策定していきたいと考えております。

このため、きょう御説明した後、区としては六月二十五日に区長に提出される区民会議の提言を付して、次回、七月十日の都市計画審議会都市マスタープランの改定について諮問させていただきます。調査、審議をお願いしたいというふうに考えております。

資料三の6の下は参考としまして、平成八年に都市マスタープランをつくりましたときに、こういった形で都市計画審議会

に御報告したかという状況でございます。都市計画審議会としては五回、平成六年六月一日から平成八年四月二十六日までという形で、五回報告審議をさせていただいておりますけれども、最終的な五回目のところだけ付議というふうになっておりますように、実は都市計画審議会は最終的な五回目だけが審議事項ということ御審議をいただいて、それについて答申をいただいたという形になっております。

それに対して今回は、きょうまでは御報告ですけども、この後は諮問をさせていただいて、実質的な御審議をいただければと考えております。それが次のページ、七ということで、新宿区都市マスタープラン改定の概略スケジュールという形になっております。

昨年に、まず一回目を御報告させていただきました。それで今回の御報告、それから七月十日には諮問をさせていただきましたと考えております。

ちよっとここに抜けておりますが、実は九月上旬に地区協議会の意見書について御審議いただく会を入れさせていただければと思っております。

それから、十二月に骨子、そういったものについて御審議をいただき、来年の二月、十九年二月に答申をいただき、十九年八月ごろになりますけれども、都市マスタープランの区の素案の作成を予定しております。そういったところでもまた御報告させていただきます。と考えております。

それから、平成十九年度の末になると思いますけれども、新宿区都市マスタープランの改定ということで、またこの審議会の議論をさせていただくという形を考えております。

図を見ていただきますと、より詳細なスケジュール、都市計画審議会と区と区民、区民会議、地区協議会、それから基本構想・基本計画の策定ということで、一覧表にまとめさせていただいております。

今お話ししましたように都市計画審議会で、七月十日の諮問から来年二月の答申まで、十分御議論いただければというふうに思っております。

また、課題の整理とかそういった部分につきましては、部会を十分御活用いただければというふうに思っております。

それから、最終的に新宿区としましては、そういった答申を受けて十九年度パブリックコメント等の住民参加、住民説明を十分行いまして、十九年度中には都市マスタープランの改定を行いたいというふうに考えております。

また、基本構想・基本計画につきましても、同じように十九年度中に改定を行いたいという予定でございます。

次に資料四です。A三判の縦型の資料をご覧いただけますでしょうか。こちらの資料が都市マスタープランと基本計画の総合化のイメージというものになってございます。

今お話ししてきましたように、今回都市マスタープランの改定は区民会議や地区協議会ということで、最初から区民の方の参画を得て行っております。特に、区民会議につきましては、都市マスタープランと基本構想、基本計画が一体の参画の場としてつくられたものです。

ですから、その中ではまちづくりという分野はございますけれども、特に都市マスタープランの部分の答申をいただくとか提言をいただくとか、そういったものは考えてございません。

基本構想、基本計画、都市マスタープランが一体となった区民会議からの提言があると。

そういった意味では、やはり区民にわかりやすい計画づくりでは、いただいた提言もそうであれば、アウトプットとして出てくるものも一体になるのではないかとということで考えたものがこのイメージでございます。

まず、上半分が現行のものになっていまして、現行基本構想が一番上にありまして、その下に都市マスタープランが左側にあって、右側に基本計画があるという位置づけになってございます。

そこで目次を入れさせていただいておりますけれども、ほぼ同じような位置づけ、基本的考え方、概況、計画の背景、将来像、それから計画の方向、計画の内容、そういったものも同じようなことでもかなり一体化が考えられるのではないかとということとらえました。それを下の方に矢印で、では一体化するとしたらどんなイメージがあるのかということでも考えました。

まず、基本構想が一番上にあるだろう。その下にあるのが、名前はまだわかりませんが、都市マスタープランと基本計画が総合化した計画になるだろうと。

そこでは第一章が計画の基本的考え方、第二章では新宿区の概況。

第一章では、特に総合化の意味合いや趣旨をきちんとあらわしていこうというふうに考えています。

第二章は新宿区の概況ということで、区の現況や課題を現状のデータ等を使いながら表記していくということ。その中には、当然まちづくりの動向ですとか、都市マスタープランの部分、

そういったものも入ってくるというふうを考えております。

それから、三章が新宿区の将来像。ここで目指すまちの姿というのは、ただ新宿区全体ということだけではなくて、地域別の目指すまちの姿もここで記述できればというふうと考えてございます。

それから、第四章が新宿区の都市構造・まちづくり方針。ここは多分この新たな計画の中でも一番都市マスタープランのオリジナルな部分になるかなというふうに考えております。新宿区の都市構造やまちづくり方針をわかりやすく、都市マスタープランの本質、エッセンスを表記するような形で考えてみたいと思っております。

具体的には、二枚目をご覧くださいませでしょうか。二枚目は、構成のイメージをよりもう少し詳細に書かせていただいた部分です。

第四章のところを見ていただきますと、新宿区の都市構造・まちづくり方針というのがございまして、右側の方に矢印が出ております。具体的な構成例というのが出ております。新宿区の都市構造は複層多元的な都市構造というふうに現都市マスタープランでは規定しております。職・住・遊の地域生活ゾーンと広域業務商業ゾーンでできています。それを図に表したものが、真ん中ぐらいに出ている都市構造図。それを具体的に即地的にあらわした土地利用や都市交通整備の方針。そういったものを第四章で表記できればと考えております。

続いて、第五章は計画の内容という形になりますけれども、これにつきましては都市マスタープランと基本計画が一体的に溶け込んだような形の表現ができないだろうかというふうにか

えております。

例えば、区全体、基本目標 一のキーワード、子供でいきますと、目指すまちの方向性や個別目標 一 一までは、真ん中くらいに書いておりますけれども、都市マスタープランと基本計画を合わせたような表記、そういったもので表現できないか。それから、その下に続く部分として、都市マスタープラン固有の部分や基本計画の部分。それから、基本計画と都市マスタープランが共通するような部分。そういったもので構成されるという形になるかというふうに考えてございます。

それから、右側の下の方になりますけれども、都市マスタープランと基本計画は少し記述のレベルが現在でも違ってございます。そういった意味で、もし必要になればということ、区全体の都市マス補充・資料編ということで、基本計画・都市マス共通編に記述すると、都市マスとしてわかりづらかったり、または共通編では十分に記述できない事項や図面等があれば、ここの補充編に記述させていただきたいというふうに考えております。

その下に地区別のまちづくりということで、十地区のまちづくり編がつくという大きな構造で考えてございます。

もう一枚おめくりいただきまして、具体的な記述のイメージが出ております。ここではキーワードは安全ということで、ハードとソフトの部分の部分がわかりやすくあるということ、それを例示で出させていただきました。

例えば、基本目標のキーワード、安全という中では、目指すまちの方向性は自然災害に対する備えについては、これまでの教訓を生かし、自助、共助、公助の考え方に基づいて、さらな

る減災社会の実現を図り、耐震対策等により災害に強いまちをつくります。あわせて、防犯、交通安全、食の安全など、区民の暮らしを守るための体制を整え、安全確保の取り組みを進めますという方向性を記述させていただいております。

こういったものは都市マスタープランと基本計画を合わせたものというふうに考えております。目標の三 一とか、目標達成に向けての考え方も、やはりハードとソフトを合わせたような記述で考えられればと思っております。

その下の施策の方向と指標では、例えばここでは都市マスタープランの部分としては、施策形成の方向として災害や事故に対する被害を最小限にするための整備を進めます。目標達成のための取り組みや目標の達成度をはかる指標としては、数字が入られるものは、例えば住宅の耐震化率が現状が八十二％を目標値としては二〇一七年には九〇％にしますとか、そういったものを入れていこう。また、指標が入れないものにつきましては、木造住宅密集地域において木造住宅密集地区整備事業により老朽建築物等の建て替えを促進するとともに、道路・公園などの公共施設を整備し、防災性向上と居住環境の整備を行う。こういったような文章による記述も場合によってはあり得るかなというふうに考えております。

そういったものが都市マスタープランと下には基本計画の部分、ソフトの部分も入っております。そういったものが一体的に表記されている。

それで、資料・補充編には建物の不燃化等の状況についての図表や、木造建築面積比率ですとか、そういったものを入れていくというイメージになってございます。

具体的に、こういったやり方につきましては、日本全国探しても例がないような、本邦初みたいな形になっております。ですから、そういった意味では、皆さんのこの審議会でも十分御議論いただいて、御検討していただきたいというふうに考えております。

次に、資料五ということで、新宿区民会議について御説明いたします。

新宿区民会議は昨年の六月に公募区民を中心として設置されたものです。

人数としましては、当初三百七十六名。百名くらいの予定で考えていたわけですが、それを大幅に上回る四百名近い方で区民会議が設置されました。

区民会議の役割としましては、新基本構想、新基本計画、新都市マスタープランに盛り込むべき内容について検討し、その結果を提言書として区長に提出するといった役割でございます。

区民会議の構成は、全体会、分科会、世話人会で構成し、六つの分科会を中心に検討を行っています。

検討状況としましては、全体会ですけれども、三百三十回以上の会議を開催し、提言書を取りまとめております。

具体的には、提言書の提出が平成十八年六月二十五日、早稲田大学の井深大ホールで開催いたします。お手元にチラシを置かせていただいておりますので、もしお時間のある方は、六月二十五日午後一時から四時でございますので、ぜひお聞きいただければと思っております。

では、具体的にどういった内容かということで、今回新宿区民会議の中間発表会の資料をつけさせていただきます。二枚

ほどもくっていただきますと、区民会議中間発表会という資料になってございます。

新宿区民会議は六つの分科会で構成されておりまして、各分科会ごとで中間報告という形になってございます。

一枚めくっていただきますと第一分科会。検討分野は子育て、教育、青少年というものになっております。この内容につきましては、今回はちよつと省略させていただきます。

また一枚めくっていただきますと、第二分科会ということで、健康、高齢、障害、介護の中間報告という形になってございます。

それから、もう一枚めくっていただきまして、これが今回まちづくりということで、こちらの都市計画審議会がメインになる部分でございます。まちづくり、防災、景観というのを第三分科会で検討させていただきました。

またそれをもう一枚めくっていただきますと、第三分科会がどういった形でやったかというのが目次で出ております。

まず、区民会議の第三分科会自体は八十一名の方で構成されています。実際にその都度出ていた方は大分少なかった、四十名位かなというふうに思いますが、当初は八十一名の方で出しました。

具体的には、昨年の七月から始まりまして、今年の六月六日まで、二十三回の会議を行っています。

そのほかに右側のページ、第三分科会における検討の進め方にも載っておりますけれども、七回のまち歩きもやってございます。ですから、合わせると三十回くらいの会議を行ってこの提言をまとめたという形になっております。

もう一枚めくっていただきますと、パワーポイントの配付資料が出ております。これが一番わかりやすくまとまってありますので、こちらで簡単に御説明させていただきます。

第三分科会では一応まちづくり、防災、景観ということテーマにしておりますけれども、当初は区役所の方からいろいろ御説明をさせていただいて、区はこういうことをやってますよという説明をさせていただきました。それをもとに、ここに出ておりますように、第三分科会がまた九つの班に分かれるような形で区民の方が具体的な検討をしました。

三三のページを見ていただきますと、視点一、魅力とにぎわいというのが出ておりますけれども、地域の資源を魅力あるまちづくりに生かし、新宿区らしいにぎわいをつくり出す。区は自立した行政団体としての地位を確立して、にぎわい創出のための景観事業や、デジタルインフラ設備の設置、イベントや撮影等の道路空間活用など、地域活性化ニーズを受けた都市環境を整えていく。そういったにぎわいづくりが提言されました。

以下、視点の二としては、歴史と文化ということで、三三の視点一のすぐ下ですけれども、新宿区の土地の歴史、人間の活躍、産業の活躍をもとにした持続可能な文化創造都市、そういったものを実現していこうということが提言されております。

具体的には、土地の記憶を呼び覚ますとか、人の記憶を呼び覚ます、それから産業の記憶を呼び覚ますという三つの記憶を呼び覚ますという提言がなされました。

一枚めくっていただきまして、視点三ということで、住まい・暮らしという提言が出されました。この中では住みやすくだれにも優しいユニバーサル社会の実現と、住み続けられるま

ちづくり、そういったものが提言されました。

それから、視点の四番目としては超高層建築ということで、新宿ならではの班かもしれませんが、新宿区内における超高層建築の位置づけ等が検討されました。

それから、次のページ、三 五になりますけれども、視点五としてみちネットワーク。車中心から人間中心へということ、新宿に車で行くと不便、自転車か電車が便利、ゆっくり歩いてまちを楽しもうと。そういう考え方に基づいたみちネットワークの提案がなされております。

それから、次のページをございいただきますと、視点六として安全・安心です。地域協働による身近な安全・安心の解決、大規模災害への備え、そういったものを具体的に提言をいたしております。

それから、その下でございいただきますけれども、視点七、まちなみ・景観ということで、新宿区が景観法の景観行政団体となり、地域と協働した景観施策を推進してほしい。それから、一つ飛ばしますけれども、景観を消費し、周辺から環境を奪う開発でなく、魅力ある地域の共有財産をつくり出す、そういった開発をしてほしいという提言をいただきました。

それから次のページが視点八、うるおい・公園ということで、身近な都市施設、公共公益施設を利用した潤いある環境づくり、それから地域で考え、地域の考えで整備する公園づくりと自主運営管理体制づくり、そういったものが提言されております。

それから、最後に視点九ということで、支えあい・仕組み。地域の課題を地域で解決していく、地域ごとのまちづくり協議組織と地区のマネジメントの仕組み、そういったものをつくつ

ていこう。それから、従来の税だけに頼らない新しいまちづくり支援財源の確保、そういったものが提言されております。

これが一応中間のまとめになっておりまして、これをもとに今回はまた分科会ごとではなくて、これをもう一度区民の方が区民会議の中で編集委員会を開きまして、議論を重ねて最終的に提言書としてまとめております。

その中では分科会ごとということではなくて、大きな四つの柱で検討されております。

区民主体の自治をつくるですとか、人をはぐくみ豊かに暮らせるまちですとか、まちの記憶の再生と環境の創造、広がる新宿的ライフスタイル。そういった四つの大きな提言がされております。

その中に第三分科会の提言が都市マスタープランというハードだけに絞られるのではなくて、ソフト部分と一緒に基本計画も含めた、基本構想も含めたものとして提言されているという形になってございます。以上が区民会議の部分です。

続きまして、資料六に基づきまして地区協議会について御説明します。

実は都市マスタープランにつきましては地域別のまちづくり方針があるということで、地区協議会という組織にも検討を依頼しております。

地区協議会は平成十七年十月くらいから各特別出張所のエリアを中心に各地区ごとに区民参画、区民の区政参画及び地域課題の解決の場として設置されたものでございます。

新宿区は地区協議会の活動が充実するよう支援し、区民との協働をさらに進め、住民自治の充実を図っていききたいと考えて

おります。

地区協議会の位置づけとしまして、地区協議会と区は相互に連絡・意見交換を行い、お互いに対等な立場で協力し合うパートナーという位置づけになってございます。

三番目としまして地区協議会の役割としましては、一番目が各地区における区民の区政参画の場としての役割。二番目が各地区における課題を解決する場としての役割。その中で四角で囲ってあるものが五つぐらいありますけれども、その中でも一番最後のところ、各地区の将来の姿を検討し、区へ提言するというのも大きな地区協議会の役割の一つとして挙げられてございます。

地区協議会の構成員は、各地区協議会ごとに違いますが、おおむね三十名から七十名程度。任期は二年程度という形になってございます。基本的に三つの方から構成されるということで、一番上が町会・自治会から推薦された方。二番目が地域の活動団体からの推薦の方。それから、三番目が公募の方。おおむねそういった方で構成されているような団体でございます。

地区協議会の構成及び検討状況ですけれども、地区協議会の中にもまた分科会等がございます。現在都市マスタープランについては落合第一地区では地区協議会の全体で検討するという形をとり、落合第二地区ではプロジェクトということで、各分科会の代表者が集まるような形で検討しております。それ以外のところにつきましては、分科会を設けていただいて検討しているという形でございます。

地区協議会及び分科会で今まで九十二回会議が開かれております。区民会議も非常に多かったです。地区協議会について

ても非常に多くの会議が開かれている形になってございます。

そのほかにもまち歩きや、中間まとめの報告会等も開催されてございます。

次に、一枚めくっていただきますと、A三判の横の一覧表がございまして、各地区協議会の四谷から新宿駅周辺までの構成、会の名称、会員数、分科会があるところは分科会の名称、それから具体的にどういったことをやってきたか、分科会がいつやられたかとかそういったものも一覧表にしております。

そういったものを受けまして、地区協議会の中では、お手元に新宿区都市マスタープラン地区別まちづくり方針の意見書中間まとめをお配りしてございますけれども、昨年の十月くらいから始まりまして、五月二十二日に中間まとめというのをさせていただきました。この内容をちよっと簡単に御説明させていただきます。

まず、三ページをお開きいただけますでしょうか。三ページをお開きいただきますと、四谷地区のまちづくり方針中間まとめというのが出てございます。四谷地区につきましては、十月十二日に分科会を立ち上げて、具体的には七回くらいの会議をやりまして、中間の取りまとめという形が出ております。

四谷地区は、御存じだと思いますけれども、非常に大きなエリアなんです。十地区の中で一番大きい、区内の六分の一くらいの面積を占めているという形になってございます。

では、具体的な検討はどういうふうに行われたかというのが四ページ以降に載っております。まちの将来像、まだキャッチフレーズは固まっておりますけれども、キャッチフレーズのか、そういったものを出させていただいております。

ます。

それから、四谷地区のまちづくりの課題と方針ということで、先ほどもちよつとにぎわいの部分でありましたけれども、具体的な方策・アイデアの真ん中くらいのところですね。新しい四谷の文化をまちづくりに生かすということで、四谷地区のフィルムコミッションですとか、やなせたかしさんが四谷地区にお住まいだということ、そういったまちのプロデュースなども考えてはどうだろうかというのも出ております。

参考としては、例えば鳥取県の境港市では水木しげるロードということ、ゲゲゲの鬼太郎ですか、妖怪とかそういったものをテーマにしたまちづくりが行われているというのも例として出ております。

それから、一枚めくっていただきまして、道路・交通のところ、公共交通による地区内移動の利便性を高めるとというのが方針十一に出ております。この中で、具体的な方策・アイデアとしてコミュニケーションバスの導入及び新宿通りへの路面電車の復活を検討したらいいのではないかとということで、ついこの間五月に富山で開通した富山ライトレール、そういった写真も出させていただいております。四谷地区はそういった特徴になってございます。

次は笹笥地区です。十一ページをご覧くださいませすでしょうか。笹笥地区につきましては、昨年の十一月から検討を始めまして、そこに出ています表のとおり、五月十五日までに中間まとめをまとめたという形になっております。

笹笥地区の特徴としては、神楽坂ですとかそういった非常に個性ある商業地があるんですけれども、実は防災上も非常に課

題のある地区だということがございます。

その辺を受けまして、十二ページを見ていただきますと、笹笥地区のまちづくり方針では、安全、安心というのを一番最初に取り上げるような形で防災機能の強化、それから今まではあまり出ていませんでしたけれども、防犯機能の強化、そういったものを出させていただいております。

次に十七ページをご覧くださいませすでしょうか。榎地区になっております。榎地区につきましては、十月二十七日に地区協議会が発足して、それから五月十六日まで八回の会議を開いてこういった中間まとめをつくっております。

次の十八ページを見ていただきますと、非常に特徴的なのがあるのですが、実は榎地区だけは縦書きになっております。これはなぜかといえますと、榎地域の管理運営委員会が発行しているコミュニケーション誌、榎というコミュニケーション誌があるんですけれども、そこに榎地区のまちづくり方針の中間報告はすべて載っております。ですから、地域の方全員に、全員まではいかないのかもしれませんが、かなりの方にこの地域の中間報告が配布されたという形になっております。それが一番大きな特徴と考えております。

また、地区の問題としては、二十ページを見ていただきますと、記事が載っているんですけども、榎地区の南北に連なるような外苑東通りが現在都市計画道路として整備中ということで、その問題が非常に地域の課題として大きく取り上げられているというのがございます。

次に、二十三ページをご覧くださいませすでしょうか。若松地区のまちづくり方針です。

若松地区も同じように昨年の十月から今年の五月八日までかかりまして、中間まとめをつくっております。ここでは二十四ページをご覧いただきますと、地区将来像も既に、住民の方の意見として出されております。「だれにもやさしい元気のあるまち」というのが地区の将来像として出されております。

以前は空の広いまちというのがあつたんですけれども、だんだん高層ビルが建つて空が広くなつてしまつたということで、ちよつと違うのではないかということで、区民の方の意見としてこういうものが出たという形になっております。

それから、具体的には二十六ページあたりを見ていただきますと、この地区の特徴として幹線道路における歩道空間の充実を図るとというのが真ん中ぐらゐに出ております。やはり放六号という都市計画道路ができたことによつて、地域のにぎわいとしての商店街が大分失われてしまつたということで、沿道建築物利用のルールづくり、道路が拡張されても商店が存続するよう、歩道空間の充実とともに地区計画の活用、あるいは任意のルール、ガイドラインなどによつて、沿道建築物の一階部分の商業利用などのルールづくりを進めるとというのが具体的な提言として出されております。

次に三十一ページをご覧くださいませうか。大久保地区のまちづくり方針です。

大久保地区は、皆さん御存じかもしれませんが、非常に特徴ある土地でして、区内全体で外国籍の方が三万一千七十六人、今年の五月一日現在いらつしやるわけですけれども、大久保地区にはその三分の一、一万三百八十一人の方がお住まいにならているというまちです。ですから、非常に外国籍の方

が多いというのがこの地区の特徴です。

そういった意味で、この大久保地区の方針の中でも三十五ページをご覧いただきますと、多文化共生というのが項目の一つとして挙げられております。課題として、大久保地区には外国人居住者や労働者が多く、言葉の問題もあり、地域のルールや防災情報等がうまく伝わらない。そのための方針として、さまざまな情報媒体や身近なところでものを言える場、機会を通して地域のルールや情報を確実に伝達するとともに、言葉の壁を越え、地域のコミュニケーション形成のきっかけとなる地域の祭りなどへの参加を呼びかける。

具体的な方策アイデアとしては、日本語教室の開催、ルールを解説した多言語によるビデオやパンフレットの作成、多言語表記による看板設置、そういったものが挙がっております。

次に三十七ページをご覧くださいませうか。三十七ページは戸塚地区のまちづくり方針・中間まとめです。

戸塚地区は早稲田通りが軸になる東西に長いエリアという形になっております。また、地区の特徴として、早稲田大学があるということ、それも非常に大きな特徴だと考えております。

具体的な取り組み方針としては、三十九ページをご覧くださいませうか。戸塚地区の取り組み方針の四つの柱ということで、真ん中にあるのが高田馬場で、一番上の方に早稲田通りがあるということ、高田馬場駅及び駅周辺を戸塚の拠点にふさわしいまちづくり。早稲田通りを魅力ある生活軸として高めるまちづくり。歴史と文化の街を生かしたまちづくり。福祉の街をベースとしたまちづくり。そういったものがテーマとし

て位置づけられております。それについての具体的な方針がもう既に大分出てきております。

次に、四十九ページをご覧くださいただけです。四十九ページが落合第一地区のまちづくり方針です。

落合第一地区につきましては、先ほどお話ししましたように実は分科会での検討ということではなくて、地区協議会の皆様全員で検討していただいております。ですから、毎回四十名近くの方がこの十月二十五日から五月十九日までずっと集まっていたら、九回の検討をしたという形になっております。

その中では、具体的な方針として五十二ページですが、安全で便利な公共交通利用環境の整備が位置づけられております。

として、鉄道による地域分断・交通上の不便の解消を図るということ、西武新宿線が地域を分断しているというのが大きなこの地域の課題としてあります。

そのために、長期的課題として西武鉄道地下化を推進する。二番目として、中期的課題として下落合駅等の橋上駅舎化と通り抜け自由通路の設置を推進する。三番目として、短期的課題としてできることから以下の工夫・対策を進める。踏切の情報表示板の設置、踏切の遮断時間短縮の工夫、現跨線橋の通り抜け自由通路化。そういったものが具体的に地域課題として挙がっております。

また、五十三ページの方の住環境の ですけども、防災の部分では消防車を当てにしない地域としての防災体制を整えるということ、自助とか共助とか、そういった位置づけも出されております。

次に五十七ページをご覧くださいただけです。五十七ペ

ージが落合第二地区のまちづくり方針・中間まとめです。

落合第二地区は落合第一地区とともに平成八年のマスタープランでは落合地区として住宅地だから一緒だろうということの一つのエリアになっていたわけですけども、今回やはり出張所を単位とした地域のまちづくりということで、落合第一と第二を分けたという形になっております。

ここでは十一月から五月まで、まちづくり方針プロジェクトということで、各分科会は別に取りまして、分科会の代表の方が集まるプロジェクトとして都市マスタープランの検討を行っていただきました。

具体的な内容としては五十八ページを見ていただきますと、もう地区の将来像も決まっております、まだ案の段階ですけども出ておりまして、「住み続けられるみどり豊かなまち、落合」というのが落合第二地区のテーマになっております。それを具体的に実現するものということで、整備方針が位置づけられております。

特徴的なものとしては、六十二ページをご覧くださいますと、「高齢者、子供にやさしいまち、老若男女交流のあるまち、落合」ということで、三世代が交流するまちづくりですとか、そういった住宅地にふさわしいような整備方針も位置づけられております。

次に、六十五ページをご覧くださいただけです。柏木地区のまちづくり方針・中間まとめです。

柏木地区につきましては、十月二十八日から五月八日まで中間まとめを作ったんですけども、実は中間まとめの前にもう既にオープンハウス等の住民参加を、また地区協議会が主に

りまして地域の方に意見を聞くという会もやっております。また、次のページを見ていただきますと、六十六ページからアンケートになっていくんですけども、このアンケートも地区協議会の方がアンケートの中身を作って、地域の方にこういったアンケートに協力してくださいということを出していただいて、その結果をこちらでまとめたものという形になってございます。

そういった中を受けまして、具体的な整備方針を作っております。また、地域の中で、七十ページをご覧いただきますと、具体的な、先ほどは区民会議でのまち歩きを御説明しましたけれども、地区協議会でも柏木地区ではまち歩きをしているという形になってございます。

また、アンケートを受けて、七十一ページにまちの将来像、標語・キャッチフレーズとして、「住みたくなるまち『柏木』」というのを位置づけております。やはり、アンケートの結果、住み続けたいというのが一番多かったという形になってございます。

具体的な整備方針も七十二ページからたくさん出ております。その中で非常に特徴的なものは、旧町名を生かせないかとか、そういったものが出ております。歴史文化のところですね、七十三ページの二の歴史・文化ということで、「柏木の歴史・文化を伝える資源、祭、ゆかりの文化人などを掘り起こし、まちづくりに活かす」ですとか、そういったものが位置づけられております。

具体的な方策では、まちづくり方針二、一番下でちょっとわかりにくくなっていますけれども、旧町名などの積極的な

活用を図るとというのが区民の方からの意見として出ております。やはり、北新宿とかそういったものよりも、柏木というそういう昔ながらの町名が生かせないかという形になってございます。最後に七十九ページ、新宿駅周辺地区のまちづくり方針・中間まとめです。

地区協議会は昨年十月くらいから作り始めたんですけども、新宿駅周辺地区につきましては、この分科会ができたのが今年になってからという形になっております。具体的には、平成十八年二月二十二日に第一回の分科会を開いたという形です。そこから三カ月間という非常に短い期間ですけれども、密度も濃く検討を行ったという形になってございます。また、この地域だけは出張所のエリアとしては、角筈のエリアと本庁のエリアを合わせたエリアということで、新宿駅周辺地区という地区協議会の形になってございます。

ここではまた短い間でもまち歩きをやったりとか、そういったこともあります。また、内容的には道路交通の、八十ページのところ、LRTですとか、自転車タクシーですとか、新宿駅周辺ということで、非常に交通は便利なところなんですけれども、新たなタウンモビリティ、駅間を結ぶようなタウンモビリティとかそういったものも考えられるだろうとか、あとサブナードの延伸ですとかモア街のオープンカフェやトランジットモール化、そういったものも進めていただければというのが八十一ページにアイデアとして出させていただいております。

以上、そういった形で各十力所の地区協議会でこういった地区のまちづくり方針というのが検討されているという形になってございます。

それを受けてオープンハウスということで、一番最後は八十五ページを見ていただきますと、「報告会等」と書いてありますけれども、オープンハウス、パネル展示等を各出張所単位でやったり報告会をやったりという、地区協議会でつくったものを素材とした地区での意見交換ですか、区民からのいろいろな意見の吸い上げというのも行われております。

最後になりましたけれども、特別区における都市マスタープランの策定状況というA三判の横のものがございます。これが今、二十三区のマスタープランはどんな状況になっているかというのをまとめたものでございます。詳細は後ほどご覧いただければと思いますけれども、区民参画の方法とかそういったものも出させていただいておりますので、新宿区は今回区民会議や地区協議会ということで、策定当初からの住民参加ということをやっておりますので、そういった意味では非常に進んでいる状況ではないかなというふうに考えております。

また、港区が今現在改定中というふうに聞いております。ここでは平成八年二月になっておりますけれども、七月くらいには改定の素案が出るという形でこれから住民説明会をやる予定というふうに聞いてございます。

それからまた、二枚目に台東区がもう既に改定が終わって、今月中くらいには新しい都市マスができるという話も聞いてございます。

全体の状況としては以上でございます。

戸沼会長 ありがとうございます。今度の都市マスは何か底の方から住民参加とか区民会議とか地区から上がってくるような感じの、随分特徴があるような感じのつくり方ではないか

と思うんですね。もともと都市マスタープランというのはそういう趣旨で始めたんですが、短期間にやらなければいけないので、かなり形式的に住民参加みたいなことをやったケースが多いと思うんですが、今度新宿区は底の方から上がってきているので、これを私どもとしてまとめて扱うというのはかなり決心、勉強しなければいけないんじゃないかという感じがするんですね。

今私も伺ったけれども、かなり綿密に課題も出て、不測のこともあるかもしれませんが、そういうようなことで受け取るというスタンスだと思えますが。

ただいまの御説明に対して、多分中身についてはこれからしっかりと議論をする機会があると思うんで、短時間では七つとか八つとか全体像を理解しにくいので、それこそパワーポイントでもスマートにわかりやすく説明する機会を持ってもらいたいと思うんですが。

さらに、私どもとしてかわり方の中で特に今回確かめておきたいようなことがあつたら、そこに絞って質問してもらってもいいかなと思います。

ともあれ、何か質問がございましたら、あるいは意見がございましたら、どなたからでもおっしゃっていただきたいと思います。

既に私どもとしては、都市マスタープランの前回作ったのが一つあって、さらに新しい状況の中でまた作業を加える。

もう一つの特徴は、都市マスタープランと新宿区の基本構想とはそもそも別の形のものだったんですね。今回の特徴は区長さんや皆さんの区民会議等々のアイデアというか、それを一緒

に、ソフトとハードを一緒に議論しましょうという事務局のお考えでもあろうと思うんです。ですから、住民参加もかなり積極的な参加と、もう一つは都市マスと基本構想、これですね、この筋書きがうまく、成果がある形で。

ここまで議論するのは、喜多先生にもよく怒られていたんですけれども、案件がこれを許可していいかどうかみたいな具体的な話ばかりで、その底のことはどうなっているかというのは随分御指摘いただいて、確かにその意味もあると思うんですが、今度はその方針とか精神まで入った議論を一緒にしようというので、かなり欲張ったというか、そういう感じがするんです。それも一つの試みとしてやることになろうと思うんですが、その辺いろいろ新しい新宿版のまちづくり方式というのを区長をはじめ、それから町の皆さん方もそういう心構えのようなので、できるだけ私もお手伝いしたいと思います。

区議会の先生方は毎回そういう議論に参加しておられて、いろいろ御存じだと思っんですが、そのほかの方も、うすうすはわかっけていても、まち歩きをしながら子細に調査をしたり、今はまちづくりの情報がものすごく説明しやすいメディアが、土地情報がものすごくつかみやすい形になっているので、かなり綿密な作業ができるんです。資料が上がってくるんです。

ですから、新しい都市計画としても、景観のことなんかがありますので、それも含めてかなりの作業を当局もしておられるようなので、それも全部見せてもらって、適切に判断をしていくということにしたいと思います。

私もかなりまちを歩く機会があつて、私自身のことでは例えば新宿学というのを大学のオープンの、ここでは毎回全地区歩

て、やっぱり見ると実感があつたりします。まち歩きをしながらこういう案をつくるというのも最近のスタイルのようなので、そもそもやるうと思えば幾らでもやれるなと思うんですが、それにしてもかなり今回は意欲的な諮問が出てくると思いますので、それも含めて何か御感想なり御質問があつたらどうぞ。

加藤交通課長 ちよつと全体的な初めのところに戻るんですけれども、条例の改正で審議会に部会を置くことができるということなんですが、具体的に今後どのような部会を想定されているのか、わかれば御説明いただければと思います。

戸沼会長 その他そのことを議題にしたいと、きょうの審議日程のその他の部会ということのようですね、どうですか、今御質問が出たので。

藤牧都市計画課長 都市計画課長です。都市マスタープランの改定におきまして、部会につきましては都市計画審議会の、特に学識経験者の方五名で部会をつくっていただこうということを考えてございます。

部会の役割でございませうけれども、今回都市計画審議会の中から、いわば建議というようなスタイルで都市マスタープランをつくっていただくというようなことを考えておりますので、この審議会でもより有効効果的に議論をいただくための事前のたたき台といましようか、そういうものを部会で作っていただいて、それで都市計画審議会ですらについて御議論いただくというような流れでいきたいというふうに考えております。

回数でございませうけれども、予算措置されており回数が部会を五回、それから本審議会を五回というのが予算措置され

ている回数でございまして、この中で基本的には御議論いただきたいというふうに思っているところです。

戸沼会長 いいですか。

加藤委員 部会で検討するテーマというのはまだ決まっていないうですか、それぞれ。

戸沼会長 いかがですか。
どうぞ。

藤牧都市計画課長 都市計画課長です。これは次回の都市計画審議会のときに、都市マスタープランの改定について区長の方から当審議会に諮問をいたします。そのときに各会にどういうことを御議論いただくかという、あらあらのスケジュール、そういうものをお示しできたらというふうに思っております。
戸沼会長 そういう段取りのようですね、よろしいですか。

加藤委員 はい。

戸沼会長 ほかにどうぞ。

かわの委員 かわのです。今のところと多分関連があると思いますけれども、部会をつくって、しかもその部会の役割は審議会、この都市計画審議会の有効な審議を進めるためのいわゆるたたき台ということのようですね、では一体この都市計画審議会、このマスタープランの作成のためにどのような形でどのぐらいかわるのか。

先ほど審議会は五回が予算措置されているということのようですね、例えは資料三のところでも、概略スケジュールが出ていますけれども、ここでいう五回というのはきょうを含めて上からポツで一、二、三、四、五という意味での五回なのか、

それではちょっと余りにもかかわり方が少ないなというふうな。というのは、例えばこれは参考までに、基本構想を同時期につくっていくわけですね、基本構想の審議会というものは、少なくとも七月から十月くらいまでは月二回やるというふうな基本構想の審議会は考えているようなんですね。

都計審はそこまでやられたらちょっと大変だから、とてもそれはあれでしょうけれども、しかしやっぱり基本骨子を作成するまでにはかなり、部会でいろいろやるのはそれはそれで大変大事だし、尊重しますし、ただこの審議会自体はやっぱり何回か開いて、基本的にはここでいろいろ議論していく。しかも、今回は地区協議会や、あるいは区民会議でもうかなり具体的なものが出てきているだけに、とすればやっぱり全体の審議会の中でできるだけ議論をしていくということが私は必要ではないかと思えますので。

実際には、スケジュールというと、例えば審議会をいつ開催するかというのは、具体的にはまだ示されていないんですね、例えはそういう骨子なり、あるいはそういうところまでについてこの審議会の開催はどのくらいを考えているか、それについておおよそ計画があれば、もう少し具体的に示してほしいと思います。

戸沼会長 どうぞ。

橋口副参事 まちづくり計画担当副参事です。今お手元の資料三の一番最後のページが都市マスタープラン改定のスケジュールということ、あらあらのスケジュールを出させていたでいております。

この中で都市計画審議会、きょうも含めまして今年度の予算

措置としては五回という形になっておりますので、この後七月十日に諮問させていただきま。ですから、ただ諮問をさせていただくのではなく、このときには区民会議からの提言が六月二十五日に上がってまいりますので、それを十分御審議いただくというふうに考えております。

次に、八月末には地区協議会の意見書が提出されてまいります。それを受けまして、九月に議会もありますので、九月の最初のころに当審議会を開かせていただきたいと考えております。そこでは、地区協議会からの意見書について、また十分御議論いただく。

そういった二回の審議会での御議論をいただいたものをもとに、各部会でまたこれも議論をいただいて、あらあらの骨子として骨子案をつくらせていただいて、それを十二月くらいにまたこの審議会で御議論いただく。それをまた区民の方に公表し、御意見をいただいて最終的な答申としてまとめていただくという、そういう予定でございます。

戸沼会長 どうぞ。

かわの委員 さつきも言ったように、基本構想までそんな回数はあるにしても、もう少し、もちろんどんなものになるか全然わからないので、今からこう言うのは変な話かもしれませんが、あるいはその都度必要であれば、これは開催してくれというふうには、そのときにあれなんですけれども。

例えば、九月の意見書が出て、あとは骨子の報告を受けてそれを出すというところでは、ちよつとその間が、確かにその部のいろいろあるかもしれないですけども、部会の途中報告みたいなことはやっぱり一度受ける必要があるんじゃないか。

いきなり部会から出たもので、骨子報告でもうまとめなければいけないというのは、例えばこのスケジュールを見た限りでも、ちよつとしんどいんじゃないかなというふうな気がしますが、ここで今十月の何日とか十一月のいつ開けというつもりもないですけども、そういう部会の報告を途中で一回くらい受けるような、そんなことも考えながらぜひ。

そうしないと、その審議会自体が結局、結果報告を聞いて承認するという、そういう形になったのではやっぱりせっかくここまでつくろうとしているだけに、その辺についてはぜひ、予算もあるでしょうけれども、ぜひ配慮をして、考えていただきたいということをお願いしたいんですけども、いかがでしょうか。

戸沼会長 どうぞ。

藤牧都市計画課長 都市計画課長です。ただいまの部会と本審議会の開催回数、またその関係でございますけれども、先ほどまちづくり計画担当副参事の方から御説明しましたこの改定のスケジュール案、これにつきましてはすべて本審議会のスケジュールということで御理解いただきたいと思います。

部会につきましては、この本審議会の前にこの本審議会に上げる案を、そこでたたき台のようなものをつくって、それで本審議会をやるということでございます。十二月まで本審議会を開かないで、骨子案だけで議論いただくということではないということでございます。つまり、本審議会を五回ないし六回を予定しているということでございます。

予算措置の関係もございまして、事務局としては五回の中で十分御議論いただくような設定で考えておりますけれども、こ

の議論の中でどうしてもその議論が尽くせない、あるいはもうちょっと必要であるというようなことであれば、予算当局とも相談して、別途追加して開催するというようなことも検討していききたいというふうに考えております。

戸沼会長 五回ないし六回。

かわの委員 「ないし」で一回ふえましたからあれですけれども、これだけのものを、向こう十年間の計画をつくろうというんだから、審議会の予算がないからとか、足りないからというのは、これはもうそれこそ理由にならないというのは変ですけれども、ぜひその辺は。

したがって、今何回が妥当で何回が足りないとかと言うつもりもないですけれども、審議の中でぜひその辺については事務局の方もしっかりと考えてほしいし、会長の方もその辺についてはぜひきちんと配慮しながらこの……。スケジュール自体はこれでやっていくということは、それはそうなると思いますけれども、当審議会のかわりについては、ぜひその辺は十分お考えいただきたいというふうに意見として申し上げておきます。以上です。

戸沼会長 私自身も会長という立場がありますので、部会は部会長を指名してということになると思います。審議会として存分に議論を尽くすようなことにしたいと思います。だから、場合によっては、予算措置が万一できなければ勉強会ということもございませうし、どちらかといえば住民参加とか区民会議とかはどうも手弁当でやっておられるようなですね。それに比べれば。また、そういう熱も入れながら、新宿区自体が非常に大きく変わるかもしれないと、だからどういう態度でまちをつ

くるかという基本の議論を、喜多さんではないですが、やっとそういう議論の場を提供してもらったので、しっかり私自身も勉強したいと思えますので、今の御意見を十分に尊重していきたいと思えます。

ほかにどうぞ。

野宮委員 質問ではありませんで、希望です。きょうの議案はいずれも報告事項ですから、余り内容について審議は必要ないと思えますが、この資料による説明が大変熱心で、詳しくてよくわかった方ですけれども、中間まとめ、八十五ページ、五月二十二日付で一月前なんですよね。僕は早くできていますならば、事前にお配りいただければ少しは勉強してまいりますから、今後とも……。資料五も同じですね、相当厚い資料ですから、きょうのお話だけで完全に理解しにくい点があります。早目に資料をお願いできればありがたいと思えます。以上です。

戸沼会長 私から言うのも変ですけれども、回ってきているこの「わたしたちの新宿の未来は、わたしたちで創りたい！」というのは、どうもきょう出されたレポートを総括的に皆さんで議論をするか、何か報告する会のようですね。だから、これは私もできれば出たいと思えますが、皆さんもお時間があれば、じかにやっている人たちの熱意に触れるのも、あるいはこの内容をもう少しわかりやすく何かやるのではないかと思いますので、それも活用すればと。ご要望です。

どうぞ。

喜多委員 会長さんからいろいろお話がございませうけれども、確かに区民会議では、地区協議会で地元の人たちの意向を聞くということについては、非常にまとまっていることではないこと

だと思っんです。いろいろなお話が出てきて、次々に問題点があつて、その問題をどうするかという熱心な討論でこうやっていけば話せると思っんですけれども、これをやはりまとめたいただかないと、八十五ページのところを説明いただいてもわからないと思っんですよ。

ですから、問題点を整理して、こういう問題があつたよということをもとめていただいて、私たちの方に諮問していただきたい。それで、それを都市計画審議会としては検討して答申を出すというふうにしないと、ここまで行かなければと思っんですね。

戸沼会長 そういうことをさつき言いかけていたんじゃないですか。
どうぞ。

橋口副参事 最終報告書が八月末で出ますので、それを九月の時点でこの審議会に御議論いただくと思っております。そのときには問題点、論点の整理をきちんといたしまして、そういったものを、資料を別途つけまして、一緒に出させていただきますと思っております。

戸沼会長 今度の七月の審議会では区長から、これこれこういう点について諮問をするというのははっきり整理して出るようですね。それも含めて。

ほかにもどうぞ。どうぞ。

丸田委員 区の計画の総合性とか、それから整合性というような側面から若干お話しするんですが、環境関係だと環境基本計画の改定というのを今後行っていくわけですね。それで、時期的には大体同じようなタイムスパンの中でやっていくと思っ

んです。

それからあと、ほかのはわからないのですが、例えば緑の基本計画とか景観マスタープランとか、都市計画の都市マスタープランというか、これに関連したものとというのがその他いろいろあると思っんですね。

それで、基本構想と基本計画の差というのがこの資料三ですと一番下に書いてあつて、一応これと同じようなスケジュールでやっていくというのが意思表示されているんだけど、同じ区でつくるんだからもちたいたないと思っんですね。いろいろ相互関連性をとっていかいなと。だから、できるだけそういった情報とかを集めて、矢印ですつと資料三の一番最後のところのスケジュールのところを合わせられた方がよろしいんじゃないかなというふうに思っんです。

その辺どういうふうに考えていらっしゃるか、一応意見を聞きまして、あとは要望です。

橋口副参事 まちづくり計画担当副参事です。ご指摘のとおり、新宿区では個別のいろいろな計画が今ちように改定の時期に来ております。都市計画関連でも住宅マスタープランの見直しですとか、それから景観基本計画、景観緑三法を受けた新たな基本計画、そういったものが取り組まれていきます。そういったものと整合性を図るような形で、都市マスタープランをつくっていききたいというふうに思っております。

ですから、ここでは大きな新宿区全体として、基本構想、基本計画、都市マスタープランというお話をしましたけれども、その下にまた個別のそういった計画づくりと整合性をとりながらという形になると思っております。

戸沼会長 ほかには何かございますか。

久保委員、どうぞ。

久保委員 資料二の二枚目の大判のところにありますけれども、各十地区の会員数というのが本当にさまざまなんです、内容は町会活動団体、公募という話が書かれていて、三十名から七十名という説明を受けました。

この地区協議会の会員数というのは、担当する地区の面積あるいは人口、あるいはその他、何か基準があるんですか。それとも、まるつきり何もなしで、ただ地区協議会を立ち上げた人たちが自由に、うちは二十八名、うちは五十七名と、多いところで、というふうになるんですか。そこら辺の定数の基準というのを考えたのか、お教えいただければ。

戸沼会長 どうぞ。

橋口副参事 まちづくり計画担当副参事です。地区協議会は各地区の出張所を単位とした、各地区の方が自主的につくった団体という設定になっております。ですから、都市計画課で働きかけて会をつくってくださいます。ですから、各地区ででき上がった会に都市マスタープランの検討をお願いしたいというものでございます。

では、各地区協議会の人数がこういった形になっているのはどうしてかということなんですけれども、各地区協議会には会則がございまして、その会則の中で、例えば町会からは十名程度、各種地域団体等からは各一名とか、あと公募の委員については二十名程度とか、そういったものが各地区協議会ごとに決まっているという形になってございます。それがたまたま欠員等もあって、こういった人数になっているというものでござ

います。

戸沼会長 どうぞ。

久保委員 一応、自主性を尊重することは大事なんですけれども、やっぱり数が多ければいいというものでもないし、少なければ悪いとも言われないけれども、極端に言えば、十名でもいいし、百名でも千名でもいいという感じで任せているというふうに感じるんだけれども。

結論を言えば、やはり筆筒地区が二十八名、戸塚は五十七名、この人数の違いというのは、住民が参加して、多くのさまざまに住民がそれぞれの立場から新宿の都市マスターなりをいいものをつくるうというときに、やっぱり違うんですよ、十名と百名では。それを勝手に自主的に地区協議会が決めているんだというのは無責任過ぎますよ、と思うんです。今ここで終わってしまったことを言っても始まらないけれども、意見だけにしておきます。

それで、肝心なことなんですけれども、先ほどから部会が五回で本審が五回と言っていますけれども、予算措置、予算措置と予算措置ばかりが出てきて、予算当局と話し合っ必要ならとかと、予算、予算で。かわの委員も言われたけれども、これほど大事なときに予算が問題ではないはずですよ。予算措置の五回、五回の基準は何なのですか。部会が五回、本審が五回の予算措置した基準。何を論拠に五回ずつにしたんですか。

戸沼会長 はい、どうぞ。

橋口副参事 先ほどの資料三のスケジュール表に戻りますけれども、この都市マスタープランの改定に当たりまして、必要な回数として、必要最小限ということ考えたものがこの五回

ということでございます。

先ほど質疑の中でも、必要な回数につきましては会長の方からも御意見がありましたので、そういったものについては確保を考えていきたいというふうに考えております。

久保委員 会長。

戸沼会長 はい。

久保委員 私は本来地悪な性格ですから、あえて言いますけれども、必要最低限という考え、その必要最低限の基準は何なんですか。それを聞きたいんです。必要最低限が五回と考えたというのは説明になっていない。必要最低限が何で五回なのかという論拠を聞きたいんです。

戸沼会長 どうぞ。

橋口副参事 その辺につきましては、きょうの報告を受けまして、七月十日の諮問にまず一回必要であろう。それで、そのときには同時に区民会議からの提言、これについても御議論いただくという形で考えました。それから、その次に九月につきましては、八月末に地区協議会からの意見書が上がってまいります。それを十分御議論いただくということ、九月、これが三回です。四回目としましては、都市マスタープランの答申をいただく前に、中間の段階でぜひ区民の方の意見も伺いたいということ、あらあらの骨子を策定しようということ、骨子案のときにもう一回、四回目を開催していただく。それから、最終的に答申について御議論いただくのが五回目という、この五回という構成で決めさせていただきました。

久保委員 会長。

戸沼会長 はい。

久保委員 よくわかりました。しかし、感想を言えば、非常にスケジュールに乗った形式的なもので、この都市計画審議会というものがこれほど地区協議会、あるいは区民会議がやっているものに当たるに当たって、真剣に論議するためには最低でもこれだけ必要なんだというのではなくて、節目節目に、そのときそのときというものが五回という感じで、私は本当に納得はできないんですが、それもまた意見としていいんですが、私が言いたいのは、その前に一つだけ聞いておきたいんですが、私も、基本構想について基本構想審議会ができて、最終的に責任を持つからそれはいいです。都市マスについて、やはり都計審というのは責任を持たなければいけない。ですから、この都市マスについての都計審、それから区民会議、地区協議会、この三者の役割と任務、これはどういう関係になっているのか、それを教えていただきたいんですが。

戸沼会長 どうぞ。

橋口副参事 都計審と区民会議と地区協議会のそれぞれの役割という御質問ですけども、まず区民会議につきましては、都市マスタープランと新宿区の基本計画、基本構想を、基本構想は見直し、基本計画は新基本計画の策定になりますけれども、そういったものを進めるに当たって、昨年一体的に区民の方から最初から御検討いただくということ、つくられた会議が区民会議という形になっております。

そこで具体的には四百人近くの方がお集まりいただいて、六分科会に分かれ御議論をしているという形でございます。その提言書が六月二十五日、今月の二十五日にいただける。それを素材としてこの審議会でも御議論いただいて都市マスの改定をし

ていこうという形になってございます。

地区協議会につきましては、都市マスタープランの地区別のまちづくり方針、今までは七つの地域で検討してまいりましたけれども、それについて出張所を単位とする十力所の地区協議会というのがちょうどできましたので、そこに新しい地区協議会で地区の将来像、姿を検討してくださいということをお願いをして検討していただいたというものでございます。その意見書が八月には出てくる。それもまた素材としてこの審議会で御検討いただきたいというふうに考えております。

久保委員 会長。

戸沼会長 はい。

久保委員 ですから、都市マスタープランについては地区協議会、区民会議、そして都市計画審議会、それぞれの立場で審議をするわけで、そのそれぞれ三つの立場の関係がどうなっているんですか。ただ三つのところで一生懸命やって、一体ここがまとめる。皆さんが、区長がまとめるんですか。

戸沼会長 それははっきり言ってほしい。

橋口副参事 都市計画審議会へ諮問をしますので、都市計画審議会で答申をいただく。まとめるのはこの審議会という形で考えております。

久保委員 会長。

戸沼会長 はい、どうぞ。

久保委員 それで、最終的にかわのさんと同じ認識で申し上げますけれども、地区協議会の資料や説明を伺っても、各十地区、簡単に言えば十分の一の地区の問題を、月に二回、あるいはもっと多く必死に、本当に多いときは月に二回から一回半く

らしい割で、わずか七カ月の間やってきているんですね。十分の一。これほどの、例えば全部で九十二回とか言っているね。全体で九十二回も行われている。それ以上に行われているはずです。この書いてあるのだから言ったので。大変な回数でやってきている、十分の一がそれぞれ。

都市計画審議会は最終的にそれを受けて十倍やるんですよ。真剣にこの問題を論議しようと思ったら、予算の措置の問題ではなくて、少なくとも真剣に論議する時間を保障してもらいたい。本審はたった五回で、この人たちの努力にどうやって報いるの。たまたまそれで足りなかったら一回か二回予算措置を何とか予算当局に話して、あれを聞いていてもう腹立たしい。何のための都市計画審議会ですか。ここが最終的に都市マスについては責任を持つのではないんですか。それを、これほど区民が必死になってやってきているものを、たった五回でやりなさい。形式的に過ぎませんか。

僕はそれは立場上、報酬も出ているんだから文句は言いませんけれども、議員ですからなおさら言いませんけれども、やっぱり仕事を持っていらっしやる方でしたら、朝十時から夜五時までできるものではないですよ。そうだったら、今までどおりのある程度の時間を目いっぱい使うとしたら、たった五回でこんなものをやるなんて考えるのは、そんな予算措置を最初から考えるなんてもつてのほかだ、というふうに申し上げたいんです。

それから、もう一点だけ。会長が言われるように、会長もそう思うから勉強会で報酬はなし、そういう考え方はやめてください。やるんなら報酬がっこうがなんだろうがそれでやってく

ださい。できないなら勉強会で、それなら最初から勉強会をやったらいんじゃないですか、報酬なしにして。そういう仕組みのないことだけは考えないでいただきたい。以上です。

戸沼会長 どうぞ、御意見ありますか。いいですか。

回数の問題ですけれども、新宿のまちについての普段の勉強というのが、先生も含めて毎日やっておられると思うんですね。ですから、地区についてやっぱり相当見識のある人たちの集まりだというふうに私は思うんですね。

個々の議案についても、周辺の状況がわからなければ議論できないということがあるわけで、例えば一回の審議で、どこかのプロジェクトがあるということだと、事前にそれを調査したりする勉強会を先生方自身がみんなやっておられると思うんですね。

ただ形式的な審議ではなくて、回数の問題ではないと思うんですね。最低限の回数はやっぱり五回に決まると。それは決めるルールがあるから事務局がこういう節目で出したということだと思えます。五回で足りなければ六回という、それは審議の経過を見ながら、やっぱり不足だと思う時点でそれは問題提起をさせていただいて、回数を増やすように問題提起をしていたら、できれば私はよろしいんじゃないかと。

久保委員 わかりました。ですから、この大事な都市マスにしても、あるいは基本構想も一部受け持つんですよ。そういう大事なことをやるこの都計審として、精いっぱいこの問題に取り組むと、そして五回もしくは六回でどうしても十分にできないと思うときは、予算措置なんて考えないでいただきたいということだけ申し上げて。

戸沼会長 わかりました。それはちょっと今の御意見を承っておくと。

そのほかにありましたら、どうぞ。
どうぞ。

沢田委員 今十分な議論をここでしょうという趣旨の御発言がたくさんありましたけれども、私も議会の方ではそういう意見を申し上げますし、場合によっては回数を増やすこともあるということ、さつき会長からも勉強会も含めてという話だったので、そういうふうなぜひ今後進めていただきたいと思っています。

それで、具体的なその内容、細かいことではなくて、大きな点での内容なんですけれども、今回は基本構想、基本計画との総合化というふうに言われているんですけれども、実はこの議会の委員会のときの説明では、基本構想、基本計画との連携というふうになっていたんですね。連携と総合化では全然違うなと思っていましたら、先ほどの説明では大きいイメージということ、両方のことを入れ込んでいくようなイメージになっているわけですね。

そうすると、いわゆる法に基づいて策定しなければいけない都市マスタープランはどの部分なのかとかということが、かえってわかりにくくなることも逆にあるのかな。そこがどういうふうに整理されてくるのか。

それから、ここの都市計画審議会では、いわゆる基本計画のことも見ながら、都市マスタープランの部分を議論するわけですよ。それで、諮問が来て、それで検討することなので、そういうことになると思うんですね、具体的な

いろいろな文言を含めてやっていくんだと思うんですけども、そうすると基本構想と都市マスタープランを合わせた、名前はまだないと言っていたから、特に一つの計画に、一本にしてしまっただと思うんですけども、その辺がちょっとイメージがはつきりしなかったもので、もう一度お聞きしたいと思います。

戸沼会長 どうぞ。

橋口副参事 実は、基本計画と都市マスタープランを総合化しようというのは、区民会議の中で区民から見れば当然別の計画と計画と基本計画というのは、役所側から見れば当然別の計画ということですからわかるわけですけども、区民から見ると同じようなものが何で別になっっているのかというのがわかりにくいということ、こういったものができるかどうかということ、今回出させていただいたものです。

委員ご指摘のとおり、都市マスタープランというのは法体系が違います。いわゆる地方自治法に基づきます基本構想、基本計画という流れと、都市計画法に基づく都市マスタープランというのは法的な位置づけが違いますので、そういったものをどういうふうに表示するかというのがここにおける大きな課題というふうには理解しております。

場合によりましては、今こういふふうには総合化というふうには書いておりますけれども、例えば四章の部分ですとか、それから区全体の中でも抜き刷りをするような部分、そういったものをつくりながら、都市マスタープランの独自性を確保するような方法を考えていきたいというふうには思っております。

また、この議論をするにあたって、どの部分を議論するのかという御指摘もありましたけれども、そういった部分

につきまして、今回は基本構想の審議会もございまして、資料としてはなるべく同じような資料を出させていただきながら、特に都市計画の分担する部分については十分議論をいただくような方法を考えたいと思っております。

戸沼会長 やりながら、少し議論しやすい形にいろいろ問題を絞ってやってもらいたいと思います。

はい。

沢田委員 十年前のときにはそういうことではなくて、都市マスターは都市マスターだけで議論していたので、むしろかえってやりやすかった部分もあったと思うんですけども、今回そういう違う形でやるということですね。

それで、各地域ごとの計画もあるわけなんですけれども、それが前回は七地域だったものを今回十地域にふやすというのがあって、それは前回も何で七地域なんだという意見がかなり出ていたという。

地域性が違うところを一緒にしてしまったということで、今回細かく分けたのはよかったですけれども、そうしたらさらにやっぱり意見が出ていて、この間の議会の委員会の中でも、西新宿とかあの辺の担当の議員が複数ありまして、それで新宿駅の東口から西口から西新宿の四丁目、五丁目、あの辺まで全部で一カ所、一くくりにして議論するというのは非常に無理があるという意見がかなり出ていたんですね。そこが……。

戸沼会長 それはどういふふうな区域でどう議論するか、落合も二つあるとか、それはかなりどういふふうな切っても難しいけれども、ひとまずこういう前提でやって、久保さんが言われたように、これは議論し出すとそこだけでもえらい時間がか

かつてしまうので、そこもちょっと工夫して。我々としてここで永久に議論するわけにもいかない、早くやらないとまた事態が動くので、うまくつかまえる手法をそれぞれみんなが工夫して、本当に部会をつくつたらその人たちにそういう議論の仕方もちちんとまとめるような形にして整理して。これは大勢でそのことを議論すると収集がつかみませんので、部会で少しまとめてもらうような段取りにしたらどうでしょうか。

沢田委員 そうですね。既にそういう意見が強く出ていたということですか。

戸沼会長 出るでしょうね。当然だと思います。どのエリアを。必ず切ったところはつながった考え方がないと、新宿の東口と四谷は関係ないかというとなんかそうはなくて、一緒にやった方がいいじゃないかという議論だつて当然あるので、ダブつてやるということも当然起こると思いますね。

沢田委員 むしろ出張所のエリアで区切られているんだつたら、まだみんな納得というか、わかると思うんですけども、一部分ではそうでもなかったものですから、そういうのがありました。

戸沼会長 そのところを蒸し返すと、また何もできませんので、一つその辺は大まかに見ながら少しまとめていこうということをやつていけば。

沢田委員 部会でやつていただくということで結構ですけれども。

それで、各地区ごとに地区協議会で本当に熱心に行っていただいているんですけども、さつきおっしゃったように、本当に数人でその地域のことを熱心に行っていたのはいいん

ですけれども、やっぱり幅広い意見を聞く場というのも必要だと思いますので、そこはこの審議会としても今後ぜひ考えて。

戸沼会長 パブリックコメントをもらうと。

沢田委員 パブコメだけではない、いろいろな直接の対話の場というようなものを。

戸沼会長 実行可能な提案を出してもらわないと、できないやつもあるかもしれないので。実行可能でやれる範囲は、今回は汗をかいてみましようというぐらいのことで皆さん参加していただけたらいいと思います。

沢田委員 ぜひそれはお願いしたいと思います。

戸沼会長 御要望が幾つか出て、いいものをつくりたいという。

どうぞ。

喜多委員 いろいろなお話がございますけれども、区民会議とか地区協議会だとかそういう機関ですね、協議会を。ですけども、私はやっぱり区民から代表として選ばれた先生方が地元のために密接な関係を持って、それで理解して、この地域はこういう問題がある、それは私はこう思うんだという、そういうふうな間接的な民主主義だと思えますよ。

アメリカなんかは直接民主主義、スイスもそうですけれども、住民、その周りの五百メートル以内のところに住んでいる方々に意見を求めて、それが五〇%以上であればオーケー、五〇%以上でないものはだめという、そういう直接民主主義的なところがある。

だから、日本はやっぱり先生方が代表でございますから、だからその辺はひとつ。我々はそういう出したものについてどう

考えるかということだと思っただけでも、いかがでしょうか。

戸沼会長 いろいろ意見交換です。
どうぞ。

久保委員 基本構想というのはまちづくりだけではなく、福祉があり教育があり保健衛生があるわけで、そのためいろいろと。でも、やっぱり広い意味でまちづくりなんですよね。だから、まちづくりの基本の方針がやっぱり都市マスタープランだとすれば、都市マスタープランというのは基本構想の本当に大黒柱のような存在だと思っっています。

それがあるものですから、実は喜多委員もちらつと今言われたように、基本構想は議決要件がついていて議会で承認しなければだめなんです。都市マスタープランはそうではないんです。でも、今新宿区議会ではこれも議決要件のものにしようという動きが出てきて、真剣に今各派論議して、もしかするとそれが実現するかもしれないんですが、これもやっぱり議決案件にすると言われたように、最終的に区議会議員は採決するためには必死にやらなければいけない立場にあります。ところで、これも議決要件にしようじゃないかと。これはほかの自治体はそういうふうにやっていないですね。やろうという動きが出ているので、これは都計審の委員の皆さんの御意見をもしお伺いできればなと思っっているんです。

戸沼会長 今日でなくてよろしいですね。今日またその議論に入ると大変なことになるので、一時間を要しますので。それで大体四時ということなので、通例のあれで四時ということにしたいと思っいます。

その他事項が幾つかございますので。
どうぞ。

とよしま委員 今、喜多先生から何と言いますか、非常に期待するという御意見もありまして、私の個人的な考えでちよつとお話しさせてもらえれば、この都市マスタープランは今までとつくり方が変わってまいりまして、本当に今回は区民の皆さんのいろいろな意見を聞きながらやろうと、区長が本当に基本構想、また都市マスタープランを住民の皆さんに聞きながら、住民の意見を聞きながらと一緒にやってつくるうという、そこからスタートしているだけに、先ほどからいろいろな説明がありましたように、相当今までと違って、私たちもこの都市マスタープランも含めて、基本構想についてもしつかりつくていこうと、区民の皆さんの意見もよく聞いていこうと。

こういう中で先ほご御説明があったように、本邦初であり、今までやったことのない基本構想と都市マスタープランをしっかりと整合させた新しい方法であるという、非常に課題が大きくて、それだけに新宿の置かれている今後のことを考えると、大事な都市マスタープランを決めて。私たちも過去反省がありまして、高さ制限とかいろいろな。そのくらい前回のマスタープランをつくった後、まちも余りにも変わってきたと。そういう中で、やはりまちづくり、都市づくりをしていく基本というのは大事なんだなということ。

そういうことを踏まえると、おっしゃるように私たちもそういう気持ちになりますし、また今日いらっしやった委員の皆さんと論議をしていきたい。時間をかけて論議することも大事ですけれども、より深い、中身の濃い、一回一回そういう論議

をしていきたいと思っております。

そういう中でさつき出ていましたように、当然時間がどうしてもなかったら必然的にそういう時間もとっていただくということをおもひもおっしゃっていただきましたので、そういう形でつくっていききたい。

喜多先生がエールを送られたので、私もそういう気持ちで臨んでいきたいということを一語だけ。

戸沼会長 ありがとうございます。

それでは、その他を時間がないけれども、ちょっとやっつけてください。

藤牧都市計画課長 都市計画課長でございます。その他いたしました二点でございます。

まず一点目でございますが、当都市計画審議会の議事録をホームページによりまして公開するという件でございます。

議事録につきましては、現在都市計画課において閲覧による公開ということで対応させていただいておりますが、近年情報提供をより積極的に図っていくという観点から、議事録をホームページにより公開したいというふうに考えてございます。ホームページによる公開につきましては、特段支障があればいろいろと御意見をいただきたいと思っております。

なお、公開することとなった場合に、個人情報が含まれているような議事内容であるとか、そういうことがある場合もありますので、審議会終了後に都度、公開が適当でない内容があるかどうかをお諮りして、公開していききたいということでございます。まず一点目につきましては、以上でございます。

戸沼会長 よろしいですか。それではそういうことにさせて

いただきます。あらゆることが情報公開の流れになっております。ただ、個人情報の扱いがあるので、そこだけよろしく願います。

では、もう一点。

藤牧都市計画課長 都市計画課長でございます。先ほど来いろいろ御論議をいただいておりますが、参考資料として本日都市計画審議会における部会の設置ということで、条例が公布、施行されたことに伴いまして、都市計画審議会の運営等に関する規則というのがございます。その規則の改正案ということで、現在策定を進めておりますのでございます。

こちらの参考資料でございますけれども、部会に部会長を置くということでございます。部会長につきましては、会長が指名をするということでございます。部会長が部会を招集し、部会の事務を統括し、部会の調査、検討の経過及び結果を部会長は都市計画審議会に報告をするということでございます。

部会の運営その他に関して必要な事項については部会に定めるということで、現在都市計画審議会の運営に関する規則がございますが、この部分を追加して規則改正をしていきたいというふうに考えてございます。

このことにつきまして、御意見がありましたらいただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

戸沼会長 どうぞ。

久保委員 この規則を読んでいると、審議会の会長並びに副会長、副会長はいないんですか。

戸沼会長 副会長は二人。

久保委員 会長、副会長は部員にはなれないように読めるん

ですけれども、その点はどうなんですか。

戸沼会長 どうぞ。

藤牧都市計画課長 都市計画課長です。会長が部会長を指名するということですので、素直に読めば部会長にはなれないというふうに読み取れるのでございますけれども、会長、副会長が部員になることを禁止しているということではございません。

久保委員 会長。

戸沼会長 どうぞ。

久保委員 法律家でないから、規則も法律なんですよ。そういうふうには法律を読んでいいんですか。

常識的に考えて、会長が部会長を指名して決めるんですよ。部会長はその部の責任者ですよ。会長が今度は部会長の責任下にいるわけ。こういうのは常識的には世の中では考えられないです。

だから、僕はそこをはっきりしていないからどうなんですかというので、ただ答弁はちよつと常識には合わないけれども、この文章では部会長にはならないけれども、会長も副会長も部員として部会長のもとで働きなさいというふうに読んでいいんですというふうな回答なんです、僕はそういうのはよくわかりません。

戸沼会長 課長、どうぞ。

藤牧都市計画課長 都市計画課長でございます。これは新宿区に附属機関がいろいろあるのでございますけれども、ほとんどの附属機関に部会を置くというような規定がございます。その中でその運営に関する規則というのが結構あるんですけれども、大方こういうような定め方をしているんですね。そういう

う実態が一つあります。

それで、今のご指摘でございますけれども、部会の構成員にいわゆる本審議会の会長とか副会長が入ることについて妨げているものではございませんし、そういうことがあっても別におかしくないつくりになっているというふうに理解しているところでございます。

久保委員 会長。

戸沼会長 はい。

久保委員 やっぱりこれだとはっきり言って余り芳しくない。運営細則なり何なりの中で、学識経験者から五名委員になつてもらうということをお頭だけで説明されているんです。今のところ、区議会の委員会でもそんなんです。それでそれが委員会委員が一生懸命聞いたけれども、あくまで都計審でやってもらうんだと今度は言うんです。だから、何にも議会にはわからないんです。すべて都計審でやってもらうと言われてしまうんだから。その都計審でこれだったら私は納得できない。少なくとも運営細則でそれを明確にするようなことを口頭ではなくて、きちんとしておいた方が後々のためにいいのではないですかということをおし上げて終わります。

戸沼会長 ひとまずそういう御意見もありますけれども、原案をちよつと申すてくれますか。会長は部員に異議があるとかいう。

僕は実質審議に加わりたいという意欲は非常にございますので。ちよつとせつかくですから。私も今度はがんがんにやってみたいという。

大体そういう御意見だから、場の雰囲気、久保先生もにこ

にご笑っていますから、ちょっと原案を言ってください。

藤牧都市計画課長 部会の構成員ということですね。

都市計画課長でございます。学識経験者ということで、そのうち大学の先生というところでお入りいただいているところで五名ということで想定してありますが、慶応義塾大学の石川先生、それから立正大学の千歳先生、戸沼会長、早稲田大学の中川先生、千葉大学の丸田先生という五名の方が現在大学の御要職にあられるということでございます。

そういう区切り方でいいですか、この五名ということになるわけでございますが、この中で特にそれぞれ御専門の分野がございますので、御専門の分野が重複するというようなこともあろうかと思えます。そういった場合には部会の中にほかの、例えば公募区民の方からお入りいただくとか、そういうことも考えられなくはないのですけれども、これは会長の方で最終的にはお決めいただくんですけれども、事務局の案としては今申し上げた五名の方がいかかというふうに考えたところでございます。

戸沼会長 いかかでしょうか。では、五名でということを出発していただいて、これは次回に正式にいろいろ決めればいいと思うし、また大体言われた先生方は嫌だということがないようにお願いしなければいけないということもございますので、できれば部会長は私ではなくて、例えば中川さんとか。彼も随分新宿区のことを勉強していますので、中川さんあたりにお願いでしてまとめて。

ただ、部会そのものの運営をかなり柔軟に、必要があれば意見をどなたにも聞くというとか、段取りの段階から少し工夫を

するようなことをすることも考えながらやっていったらいいかなというふうに思っています。

それから、本審議会でもやる議論も、せっかいですから十分議論を尽くすように私も運営に努めたいと思いますので、私は時間はいっぱいありますから、何時間でもやれますから。よろしくその辺、運営したいと思えます。

いずれにしても大体そういうことでうまく決めていただいた、大体の方向を次回に事務局でしっかりと、皆さんの合意もとっていただいて、御報告していただきたいと思えます。

藤牧都市計画課長 今後精力的に御議論いただきませんが、先ほど予算のこととかいろいろとご指摘を受け、おしかりもいただいたわけですけれども、私もは予算がこれだけだからこれしかやれませんということを申し上げているんじゃないかと、必要があれば会を重ねていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

内藤都市計画主査 会長。

戸沼会長 どうぞ。

内藤都市計画主査 本日の議事録でございますが、先ほどホームページに公開するときに、その回ごとにお諮りするというお話がございまして、本日の議事録につきましては、ホームページに公開してよろしいかどうか、お諮りさせていただきますと思います。いかがでしょうか。

戸沼会長 どうですか。よろしいと思います。ただ、個々の議論の中で失礼な言葉遣いをしていることなんかがちよつとあるかもしれない。それは各先生方で、これはちよつと言葉がないということは多少、その辺は修正できるんでしょう。

内藤都市計画主査 議事録が作成されるまで一月ぐらいございますので、修正原稿で校正させていただいて、個人情報等を整備した上でホームページで掲載したいという考えでございます。

かわの委員 基本的には、議会の委員会だとかそういうものも公開していますね。その手法にのっとってやるということでしょう。それだったら。

戸沼会長 大丈夫ですか。

かわの委員 はい。

戸沼会長 ほかにございましたら、どうぞ。なければ、きょうはこれで終わりたいと思います。

内藤都市計画主査 次回の連絡を最後にさせていただきますと思います。次回の都市計画審議会ですが、七月十日月曜日、午後三時から予定しております。

本日の都市計画審議会でお話しさせていただきましたように、次回については新宿区長より都市マスタープランの諮問をさせていただきます。

開催の案内につきましては、別途お送りいたしますが、よろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

戸沼会長 どうもありがとうございました。

午後四時五分閉会